平成２６年（フ）第１４号
栃木県真岡市東郷810番地
債務者　梁木賀子こと　柳田　賀子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１９３４号
愛知県瀬戸市瀬戸口町103番地の２
債務者　角田ひろ子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５３３号
千葉県流山市加４丁目17番地の27　アシスト流山301
債務者　村元　靖夫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５３４号
千葉県流山市加４丁目17番地の27　アシスト流山301
債務者　村元　芳子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４４号
千葉県柏市酒井根２丁目１番23号　テラスハウス田中２―105号
債務者　**菅**谷美奈子（旧姓桒原）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３２号
栃木県足利市田中町65番地２
破産者　株式会社蓮八
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第７６号
栃木県足利市朝倉町３丁目33番地５
破産者　株式会社クウム
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第９３７号
札幌市西区発寒11条２丁目７番44号
破産者　有限会社銀座屋
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４１号
群馬県渋川市中郷596番地の84
破産者　株式会社双葉
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９０７号
さいたま市桜区西堀９丁目23番22号
破産者　有限会社クラシマフーズ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
千葉県我孫子市湖北台７　80号棟509号室、住民票上の住所千葉県我孫子市湖北台７丁目19番80―509号
破産者　西山　秀幸
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０４号
千葉県松戸市下矢切50番地の４
破産者　有限会社長谷川建装
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３０５号
茨城県守谷市小山379番地の10　上野住宅２号室
破産者　長谷川　昇
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３１号
千葉県松戸市常盤平３丁目８番地の９　レクコーポ常盤平Ｂ―202号
破産者　藤津　忠雄
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３２号
千葉県松戸市常盤平５丁目27番地の３の508
破産者　株式会社シンキリンク
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４４８号
千葉県流山市南流山６丁目11番地の４　岩間サンシャインハイツ201
破産者　鹿島　英之
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１６５６５号
山梨県甲州市塩山上於曽848―１、旧本店所在地東京都墨田区太平３丁目６番１―402号
破産者　株式会社ターン・アラウンド（旧商号株式会社弥生）
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部